## ○福島地方水道用水供給企業団職員特殊 勤務手当支給規程

平成 20 年 4 月 1 日 管 理 規 程 第 4 号

改正 平成24年3月29日管理規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は福島地方水道用水供給企業団職員給与規程(昭和60年管理規程 第10号)第2条ただし書の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団職員に対す る特殊動務手当(以下「手当」という。)の支給について必要な事項を定めるも のとする。

(手当の種類等)

第2条 手当の種類、支給の範囲、支給の基準及び支給額は、別表のとおりとする。

## 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日管理規程第2号)

この規程は、平成24年4月1目から施行する。

## 別表 (第2号関係)

手当の種類	支給の範囲	支給の基準	支 給 額
劇物等取扱手当	毒物、劇物及び放射線物質等を 使用して水質検査その他の業 務に従事した職員	日額	250円